

○伊那市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、中心市街地の活性化及び地域経済の発展を図るため、事業者又は商業団体が中心市街地の区域内にある空き店舗等を活用し、集客に役立つ施設、店舗又は情報通信技術等を活用した事業所（以下「施設等」という。）を開設する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、伊那市補助金等交付規則（平成18年伊那市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 伊那市中心市街地活性化基本計画により指定した区域のうち、別表第1に定める区域又はこれと同等と市長が認めた区域をいう。
- (2) 空き店舗等 中心市街地の区域内にあり、これまでに商業（サービス業を含む。）又は事務所の用に供していた施設で現に事業に利用されていない施設をいう。
- (3) 商業団体 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づく商店街振興組合（中心市街地に事業所を置く事業者で組織されるものに限る。）又はこれと同等と市長が認めた団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、次の第1号及び第3号に掲げるものは、市内に住所を有し、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に基づく商工会議所若しくは商工会法（昭和35年法律第89号）に基づく商工会が行う創業支援のための研修若しくは経営指導を受講した者又はこれと同等と市長が認めた者に限る。

- (1) 小売業（店頭における対面販売を主とするものとする。）若しくは飲食業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で風俗営業と規定される業種又はこれに類似するものに係る業種を除く。）又は市長が特に必要と認めた事業を営もうとする個人若しくは法人
- (2) 商業団体
- (3) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類による情報通信業又は学術研究、専門・技術サービス業に該当する産業の事業を

営もうとする個人若しくは法人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助対象者から除外するものとする。

- (1) 市税及び分担金、使用料その他の歳入を滞納している者
- (2) 施設等の開設に際して法律に基づく資格が必要な場合において、当該資格を有していない又は開設までに有する見込みがない者
- (3) 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者
- (4) 中心市街地内の店舗等から移転したことにより、移転前の店舗等を空き店舗等とした者
- (5) 夜間のみでの開設及び昼間の開設を常態としない者
- (6) 開設した施設等において常時勤務しない者
- (7) 当該施設等を対象としてこの告示の規定に基づく補助金の交付を受けたことがある者
- (8) その他市長が不適切と認める者
(補助対象事業等)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとし、補助要件、対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2に定めるところによる。ただし、算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 中心市街地空き店舗等出店事業
- (2) 中心市街地空き店舗等整備事業
- (3) 長野県の規定する「信州で始めるあなたのお店」応援事業補助金交付要綱に基づく事業（以下「信州で始めるあなたのお店」応援事業」という。）

2 伊那市クリエイティブ産業誘致支援事業補助金交付要綱(平成29年伊那市告示第245号。以下「要綱」という。)に定める補助金の交付を受けて事業を実施する場合の補助金の額は、要綱に定める補助金を受けた額が補助上限額に達していないときは、その差額を上限に、前項の規定により算出した額を交付することができる。

(補助対象事業に関する施工業者)

第5条 空き店舗等の改修工事の施工業者は、市内に住所又は事務所を有する業者とする。ただし、特殊な設備機器の設置等専門的な技術を必要とする場合は、この限りでない。

(計画承認申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、伊那市中心市街地空き店舗等活用事業計画承認申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 伊那市中心市街地空き店舗等活用事業計画書(様式第2号)
- (2) 店舗改修見積書等、経費の内訳の分かる書類
- (3) 店舗の現況が分かる写真、位置図及び平面図
- (4) 開設に際して必要な資格がある場合は、資格を証明する書類の写し
- (5) 法人設立・設置届出書(控)の写し(法人の場合に限る。)
- (6) 住民票の写し(個人の場合に限る。)
- (7) 決算に関する書類(法人にあっては決算報告書、個人にあっては所得税青色申告決算書又は収支内訳書。ただし、新規創業者は除く。)
- (8) 定款、規約、会則等(法人の場合に限る。)
- (9) 事業の実施、出店者等を決定した総会等の議事録の写し(商業団体の場合に限る。)
- (10) その他市長が必要と認める書類

(計画承認)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、事業計画を承認したときは、伊那市中心市街地空き店舗等活用事業計画承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の通知書の交付を受けるまでは、改修工事その他当該申請に関する施設等の使用を開始してはならない。

(補助金交付の申請)

第8条 補助金を申請しようとする者は、市長が別に定める期間内に、規則第3条に規定する申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 空き店舗等に係る賃貸借契約書の写し、売買契約書の写し又は登記事項証明書
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、規則第6条に規定する補助金等交付決定通知書により通知するものとする。

(補助対象事業の内容変更等)

第10条 前条に規定する通知書を受けた者は、その通知書を受けた後において、補助対象事業の内容を変更、中止又は廃止(中心市街地空き店舗等整備事業の補助金の交付を受けた

者が、事業を開始した日から3年に満たないうちに事業を中止又は廃止しようとする場合を含む。以下「変更等」という。)しようとするときは、速やかに、伊那市中心市街地空き店舗等活用事業変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、変更等を承認したときは、伊那市中心市街地空き店舗等活用事業変更等承認通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた者は、規則第12条に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る決算書及び経費の支払を証明する書類
- (2) 改修後の施設等の内装及び周辺の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付請求)

第12条 補助金の交付を受けようとするときは、伊那市中心市街地空き店舗等活用事業補助金請求書(兼支払口座振替依頼書)(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第13条 中心市街地空き店舗等整備事業の補助金の交付を受けた者は、事業を開始した日から3年に満たないうちに事業を中止又は廃止したときは、既に交付を受けた当該補助金の全部を返還しなければならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(状況報告)

第14条 中心市街地空き店舗等整備事業の補助金の交付を受けた者は、事業開始から3年間伊那市中心市街地空き店舗等活用事業実施状況報告書(様式第7号)により、事業の実施状況を市長へ報告しなければならない。

(適用除外)

第15条 この告示の規定は、過疎地域集落整備事業(昭和52年度から昭和58年度までの間に伊那市高遠町芝平地区又は荊口地区において実施されたものに限る。)による集落移転の対象となった区域に住所若しくは居所を有する者又は住所若しくは所在地を有する商業団体については、適用しない。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年11月17日から施行し、改正後の伊那市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付要綱の規定（第7条第2項を除く。）は、平成26年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の伊那市中心市街地空き店舗等活用事業補助金交付要綱の規定による補助金の交付決定がなされているものについては、なお従前の例による。

附 則（平成28年12月28日告示第329号）

この告示は、平成28年12月28日から施行する。

附 則（平成30年9月19日告示第226号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第4条第1項第3号の規定は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱による改正後の第4条第2項の規定は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1（第2条関係）

区名	対象区域
山寺区	1 県道南箕輪沢渡線に接する区域のうち、市道前橋天竜町線より南に位置する区域
坂下区	1 県道南箕輪沢渡線に接する区域 2 国道361号に接する区域のうち、市道荒井2号線より東に位置する区域
荒井区	1 県道南箕輪沢渡線に接する区域 2 青木町のうち県道伊那駒ヶ岳線に接する区域 3 通り町の全区域 4 青木町、元町のうち市道荒井2号線より南に位置する区域（県道伊那駒ヶ岳線より東に位置する区域に限る。）及び当該市道に接する区域 5 青木町のうち市道宮本町桜町線より東に位置する区域

西町区	1 県道南箕輪沢渡線に接する区域 2 春日町第一のうち市道荒井狐島線に接する区域 (東海道旅客鉄道株式会社飯田線より西に位置する区域に限るものとする。) 3 春日町第一のうち市道青木町小黒線に接する区域 4 市道春日町6号線に接する区域のうち市道青木町小黒線より南に位置する区域 5 市道伊那市駅春日町線に接する区域のうち市道恵比寿通り線より東に位置する区域 6 市道恵比寿通り線に接する区域のうち市道伊那市駅春日町線より北に位置する区域
中央区	1 国道361号に接する区域のうち、市道中央区23号線より西に位置する区域

別表第2 (第4条関係)

補助事業名	補助要件	対象経費	補助率	補助限度額
中心市街地空き店舗等出店事業	空き店舗等を借り受け、6月以上事業を営むもの	施設等の賃借料 6月分	2分の1以内	上限45万円
中心市街地空き店舗等整備事業	事業の開始に伴い空き店舗等を改修し、3年以上事業を営むもの	創業に伴う施設等の内装、設備工事費(備品を除く。)	3分の1以内	上限80万円
「信州で始めるあなたのお店」応援事業	「信州で始めるあなたのお店」応援事業補助金交付要綱第4に規定する交付対象経費、補助率及び補助限度額とする。			